

第1号様式 (第7条関係)

年度 京都市民間保育園等障害児加配補助金交付申請書

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請者の所在地	申請者
	代表者名
	対象施設名
	電話

京都市民間保育園等障害児加配補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 0 円

---

2 年間所要額

① 補助上限額		0 円
② 人件費等支出総額 (保育士等) (※1)		円
③ 概算補助額 (※2)		0 円

(※1) 保育補助者は含まない  
 (※2) ①と②を比較し、低い金額を算定

3 補助上限額 (①) の内訳

④	合計年間平均加配職員数	0.0 人			
	1号、2・3号の内訳	1号	人	2・3号	人
⑤	補助基準額	1号	1,200 千円	2・3号	3,189 千円
⑥	補助上限額 (④×⑤)	1号	0 円	2・3号	0 円

4 事業期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

5 添付資料

- (1) 職員配置状況確認書
- (2) 賃金総括表
- (3) 要領第6条に基づく障害程度区分の認定通知
- (4) 医ケア要領第7条に基づく医療的ケア児程度区分の認定通知
- (5) その他市長が必要と認める書類

様

京 都 市 長  
担当 子ども若者はぐくみ局  
幼保総合支援室  
電話 075-222-3970

年度 京都市民間保育園等障害児加配補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付で申請がありました標記補助金については、京都市民間保育園等障害児加配補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり交付・却下することを決定しましたので、通知します。

記

1 補助金交付予定額 \_\_\_\_\_ 円

2 補助条件

- (1) 用途目的以外に使用しないこと。
- (2) 本市が求める報告（書類の提出を含む。）及び検査（立入検査を含む。）に協力すること。
- (3) 要綱第12条第3項に基づき、過払いが生じた場合は返還を命ずる。
- (4) 事業の内容等を変更しようとするときは、事前に市長の承認を得ること。
- (5) 事業を中止又は廃止しようとするときは、事前に市長の承認を得ること。
- (6) 事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (7) 交付に当たっては、市長の指定する日までに京都市民間保育園等障害児加配補助金実績報告書（第7号様式）に必要書類を添えて、実績報告を行わなければならない。
- (8) 補助の用途に関して明らかになるべき帳簿及び証拠書類を本年度終了後、5年間保管すること。
- (9) 上記各号のいずれかに違反した場合、又は要綱第16条第1項に該当する場合は、京都市補助金等の交付等に関する条例第22条第1項により、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付予定額若しくは交付額を変更することがある。

施設コード ( )

第3号様式 (第11条関係)

年度京都市民間保育園等障害児加配補助金中止・廃止承認申請書

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請者の所在地	申請者 代表者名 対象施設名 電話

京都市民間保育園等障害児加配補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり中止・廃止の承認を申請します。

- 1 補助金交付予定額 \_\_\_\_\_ 円
- 2 交付決定日 年 月 日
- 3 決定番号
- 4 中止・廃止年月日 年 月 日
- 5 中止・廃止の理由

第4号様式（第11条関係）

京都市指令子幼第 号  
年 月 日

様

京 都 市 長  
担当 子ども若者はぐくみ局  
幼保総合支援室  
電話 075-222-3970

年度 京都市民間保育園等障害児加配補助金中止・廃止承認通知書

年 月 日付けで申請がありました標記補助金の中止・廃止について、承認しましたので、京都市民間保育園等障害児加配補助金交付要綱第11条第2項の規定に基づき、通知します。

第5号様式 (第12条関係)

年度 京都市民間保育園等障害児加配補助金変更承認申請書兼実績報告書

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請者の所在地	申請者
	代表者名
	対象施設名
	電話

京都市民間保育園等障害児加配補助金交付要綱第12条第1項及び第2項の規定に基づき、下記のとおり変更承認の申請、実績を報告します。  
記

- 1 補助額 (変更後の交付申請額) 0 円  
 ※上記補助額が当初交付予定額を上回る場合は、変更後の交付申請額を兼ねる。
- 2 概算交付額 (②) 円
- 3 精算額 (①-②) 0 円

※数値が△マイナスの場合は、補助金を返還

4 補助額 (①) の内訳

③	障害児加配算定職員数 (※1)	0.0				人
		1号、2・3号の内訳		1号	0.0 人	2・3号
	a	合計年間平均加配職員数		0.0		人
		1号、2・3号の内訳		1号	人	2・3号
	b	障害児加配実配置職員数		0.0		人
		1号、2・3号の内訳		1号	人	2・3号
④	補助基準額	1号	1,200 千円	2・3号	3,189 千円	
⑤	補助上限額 (③×④)	1号	0 円	2・3号	0 円	
⑥	人件費等支出総額(保育士等) (※2)					円
①	補助額 (※3)					0 円

- (※1) aを上限にaとbを比較し少ない員数を算定  
 (※2) 保育補助者は含まない  
 (※3) ⑤合計額と⑥を比較し、低い金額を算定

5 事業期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

6 添付資料

- (1) 職員配置状況確認書
- (2) 賃金総括表
- (3) 要領第6条に基づく障害程度区分の認定通知
- (4) 医ケア要領第7条に基づく医療的ケア児程度区分の認定通知
- (5) その他市長が必要と認める書類

施設長

様

京	都	市	長
担当	子ども若者はぐくみ局		
	幼保総合支援室		
電話	075-222-3970		

年度 京都市民間保育園等障害児加配補助金変更承認（却下）通知書

年 月 日付けで申請がありました標記補助金については、京都市民間保育園等障害児加配補助金交付要綱第12条第4項の規定に基づき、下記のとおり承認（却下）することを決定しましたので、通知します。

記

1 変更後の補助金交付予定額 \_\_\_\_\_ 円

2 補助条件

- (1) 用途目的以外に使用しないこと。
- (2) 本市が求める報告（書類の提出を含む。）及び検査（立入検査を含む。）に協力すること。
- (3) 要綱第12条第5項に基づき、過払いが生じた場合は返還を命ずる。
- (4) 事業の内容等を変更しようとするときは、事前に市長の承認を得ること。
- (5) 事業を中止又は廃止しようとするときは、事前に市長の承認を得ること。
- (6) 事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (7) 交付に当たっては、市長の指定する日までに京都市民間保育園等障害児加配補助金変更承認申請書兼実績報告書（第5号様式（第12条関係））に必要書類を添えて、実績報告を行わなければならない。
- (8) 補助の用途に関して明らかになるべき帳簿及び証拠書類を本年度終了後、5年間保管すること。
- (9) 上記各号のいずれかに違反した場合、又は要綱第16条第1項に該当する場合は、京都市補助金等の交付等に関する条例第22条第1項により、補助金の交付の決定若しくは一部を取り消し、又は交付予定額若しくは交付額を変更することがある。

様

京 都 市 長  
担当 子ども若者はぐくみ局  
幼保総合支援室  
電話 075-222-3970

年度 京都市民間保育園等障害児加配補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告がありました標記補助金については、京都市民間保育園等障害児加配補助金交付要綱第12条第5項の規定に基づき、下記のとおり補助金交付額を確定しましたので、通知します。

記

1 補助金交付決定額①	_____ 円
2 概算既交付額②	_____ 円
3 精算額（①－②）	_____ 0 円

※ 数値が△マイナスの場合は、補助金の返還となります。

年度 京都市民間保育園等障害児加配補助金精算報告書

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請者の所在地	申請者 代表者名 対象施設名 電話

京都市民間保育園等障害児加配補助金交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり精算の報告を行います。

記

1 収支決算

内容	金額
補助金交付決定額 ①	円
概算既交付額 ②	円
精算額(※) ①-②	0 円

※ 数値が△マイナスの場合は、補助金の返還となります。

2 事業期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

様

京 都 市 長  
担当 子ども若者はぐくみ局  
幼保総合支援室  
電話 075-222-3970

年度 京都市民間保育園等障害児加配補助金決定取消・変更通知書

年 月 日第 号により交付決定を行った標記補助金について、京都市民間保育園等障害児加配補助金交付要綱第16条第3項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 取消・変更の内容

2 取消・変更の理由

【教示】

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の採決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。